

1 「住民基本台帳ネットワークシステム」とは？

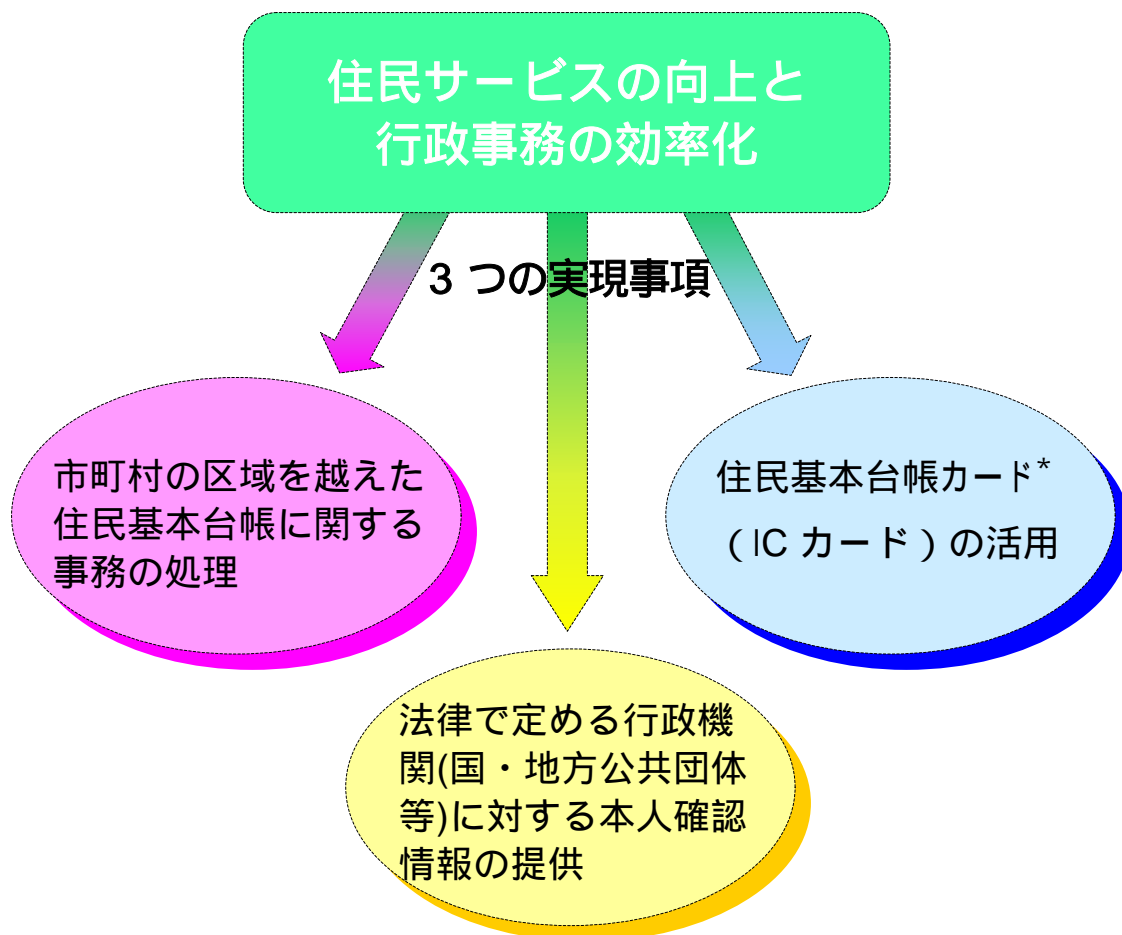
1 住民基本台帳ネットワークシステム構築の目標とスケジュール

デジタル・ネットワーク社会の急速な進展の中で、住民負担の軽減・住民サービスの向上、国・地方を通じた行政改革のため、行政の高度情報化の推進が必要不可欠です。

住民基本台帳ネットワークシステム*（以下「住基ネットワークシステム」という。）は、こうした要請に応えるための基礎となる全国規模で本人確認を効率的に行うシステムです。

住基ネットワークシステムを構築する趣旨は、改正住民基本台帳法*の提案理由説明において、「住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、住民票コードを基に市町村の区域を越えた住民基本台帳*に関する事務の処理及び国の機関等に対する本人確認情報*の提供を行うための体制を整備し、あわせて住民の本人確認情報を保護するための措置を講ずること。」とされています。

「住基ネットワークシステム」構築の2つの目的と3つの実現事項



「用語解説」について *の付いた用語について、欄外で説明しています。

住民基本台帳ネットワークシステム

改正住民基本台帳法に基づき整備される、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理や国の行政機関等に対する本人確認情報の提供を行うための全国規模のネットワークシステム。

改正住民基本台帳法

昭和42年7月に制定された住民基本台帳法は、時代や社会の推移により幾度も改正されている。ここでは平成11年8月に行われた、住民サービスの向上と行政事務の効率化を目的とした「住民基本台帳ネットワークシステム」の構築等を目的とする改正を指す。

住民基本台帳

市町村において、住民の居住関係の公証(住民票の写しの交付など)、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務処理の基礎となる台帳。

市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理

(1) 住民票*の写しの広域交付

全国どこの市町村でも、住民基本台帳カードなどを市町村の窓口で提示することによって、本人や世帯の住民票の写しの交付が受けられるようになります。



(2) 転入転出の特例処理*

他の市町村に引越した場合でも、住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、「付記転出届」を転出地市町村に郵送すれば、転出地市町村の窓口に出向いて「転出証明書」を受け取る必要がなく、「転出証明書」に載せている情報を電子情報として市町村間で送信するので、転入地市町村窓口で1回出向いて住民基本台帳カードを添えて転入届を提出するだけですみます。

法律で定める行政機関(国・地方公共団体等)に対する本人確認情報の提供

改正住民基本台帳法に規定された行政機関(国・地方公共団体等)に提供される情報は、「本人確認情報」に限定され、利用される事務の分野も法律で明確に規定されています。また、「本人確認情報」の提供を受ける行政機関は、目的外の利用を禁止されています。

「本人確認情報」を利用できる事務は、(1)継続的に行われる給付行政、(2)資格付与の分野で国民に関係の深い行政事務であり、住民基本台帳法の別表に規定されているものに限定されています(表1及び表2に示した事例は、住民基本台帳法の別表から抜粋したものです。)

表1 給付行政に関する事例

| 行政機関 | 事務内容 |
|-----------------------------|---|
| 総務省 | ・恩給等の支給(恩給法等) |
| 国家公務員共済組合連合会、 地方公務員共済組合等 | ・共済年金の支給(国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法等) |
| 厚生労働省 | ・戦傷病者遺族に係る遺族年金等の支給(戦傷病者戦没者遺族等援護法) ・業務災害・通勤災害に関する保険給付(労働者災害補償保険法) ・基本手当等の支給(雇用保険法) |
| 都道府県知事 | ・児童扶養手当の支給(児童扶養手当法) |

表2 資格付与に関する事例

| 行政機関 | 事務内容 |
|--------------------|--|
| 総務省 | ・無線局の許可(電波法) |
| 国土交通省 | ・不動産鑑定士の登録(不動産の鑑定評価に関する法律) |
| 国土交通省または 都道府県知事 | ・建設業の許可(建設業法) ・宅地建物取引業の免許(宅地建物取引業法) ・旅行業の登録(旅行業法) ・建築士の免許(建築士法) |
| 気象庁 | ・気象予報士の登録(気象業務法) |
| 都道府県知事 | ・一般旅券の記載事項の訂正等(旅券法) |
| 都道府県知事 | ・宅地建物取引主任者資格の登録(宅地建物取引業法) |
| 市町村の選挙管理委員会等 | ・同一都道府県の区域内に住所を移した者の当該都道府県の選挙の選挙権の確認(公職選挙法) |

本人確認情報

住基ネットワークシステムにおいて、都道府県、指定情報処理機関に記録・保存され、行政機関に提供される情報は、氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード、付随情報に限られ、これらを「本人確認情報」という。

住民基本台帳カード

住民は、住所地市町村に申請すれば、住民基本台帳カードの交付を受けられる。ICカード形式のこのカードは、住民票の写しの広域交付、転入転出の特例処理の際に必要となるほか、市町村長が条例で定める目的に利用できるなど、さまざまなサービスに利用できる。

住民票

市町村の住民について、個人又は世帯単位に氏名、生年月日、性別、世帯主の氏名と世帯主との続柄、戸籍の表示、住民となった年月日、住所、転入者の届出期日、選挙人登録、国民健康保険の被保険者、介護保険の被保険者、国民年金の被保険者、児童手当の支給を受けている者の資格に関する事項等を記載したもの。これを集めたものが住民基本台帳。なお、平成11年8月の住民基本台帳法の改正により住民票コードの記載が追加された。

住民基本台帳カード（ICカード）の活用

住民基本台帳カードは、高い安全確保機能を有する IC カードとし、住民の申請により市町村長が交付します。これを持つことにより、以下のサービスが便利に受けられるようになります。

- (1) 住民票の写しの広域交付
全国どこの市町村でも住民票の写しの交付を受けられます。
- (2) 転入転出の特例処理
「付記転出届」を転出地市町村に郵送することにより「転出証明書」なしで転入届ができます。
- (3) 条例による市町村独自の利用
市町村が条例で定めるところにより、カードメモリの空き領域を活用して必要な情報を記録し、多目的に独自の行政サービスを行うことができます（例：印鑑登録証明事務、福祉サービス、公共施設の利用予約等）。
- (4) 窓口における本人確認
市町村等の窓口において、住基ネットワークシステムを通じて、居住する市町村の住民であることを確認できます。
- (5) 市町村民証明書
写真付きの住民基本台帳カード（15ページ[Ⓐ]）は、市町村民証明書として活用することも可能となります。

今後の活用

住基ネットワークシステムは、e-Japan 重点計画に基づく電子政府・電子自治体の実現への不可欠な基盤です。

（１）公的個人認証サービスに活用

住基ネットワークシステムから異動等失効情報を提供するなど重要な役割を果たします。

（２）申請・届出等手続のオンライン化に活用

幅広い行政分野に住基ネットワークシステムから本人確認情報を提供することにより、行政手続のオンライン化に際しての住民票の写しの添付を省略することが可能となります。

住基ネットワークシステムの稼働スケジュール

一次稼働（平成 14 年 8 月 5 日）

公布の日から 3 年を超えない範囲内において政令で定める日から実施するシステムの基本的部分

- ・住民票コードの住民票への記載
- ・市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知
- ・都道府県知事から指定情報処理機関*への本人確認情報の通知
- ・行政機関（国・地方公共団体等）への本人確認情報の提供 など

二次稼働（平成 15 年 8 月予定）

公布の日から 5 年を超えない範囲内において政令で定める日から稼働する部分

- ・住民票の写しの広域交付
- ・転入転出の特例処理
- ・住民基本台帳カードの交付 など

転入転出の特例処理

住民基本台帳カードの交付を受けている住民が、他の市町村に転出する場合、転出地市町村あてに「付記転出届」を郵送等により提出し、転入地市町村に住民基本台帳カードを添えて転入届を提出する処理のことをいう。これにより窓口には転入地市町村に1回出向くだけよくなる。

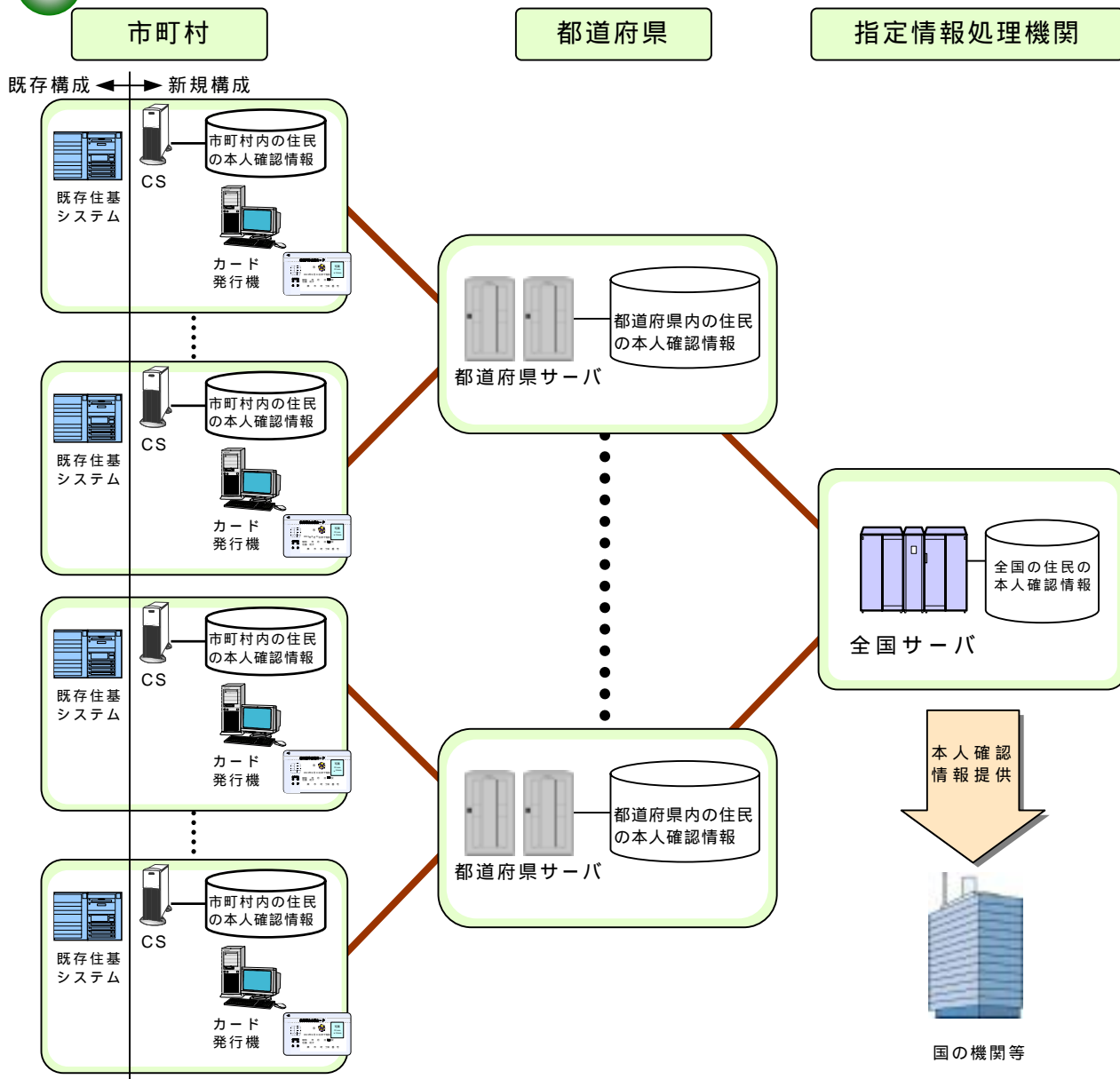
指定情報処理機関

都道府県の「本人確認情報」の処理事務の一部を行うため、総務大臣により指定された機関。都道府県は「本人確認情報」の処理事務の一部を指定情報処理機関に委任することができる。平成 11 年 11 月、指定情報処理機関として財団法人地方自治情報センター（LASDEC）が指定された。

2 住民基本台帳ネットワークシステムを担う機関の役割分担

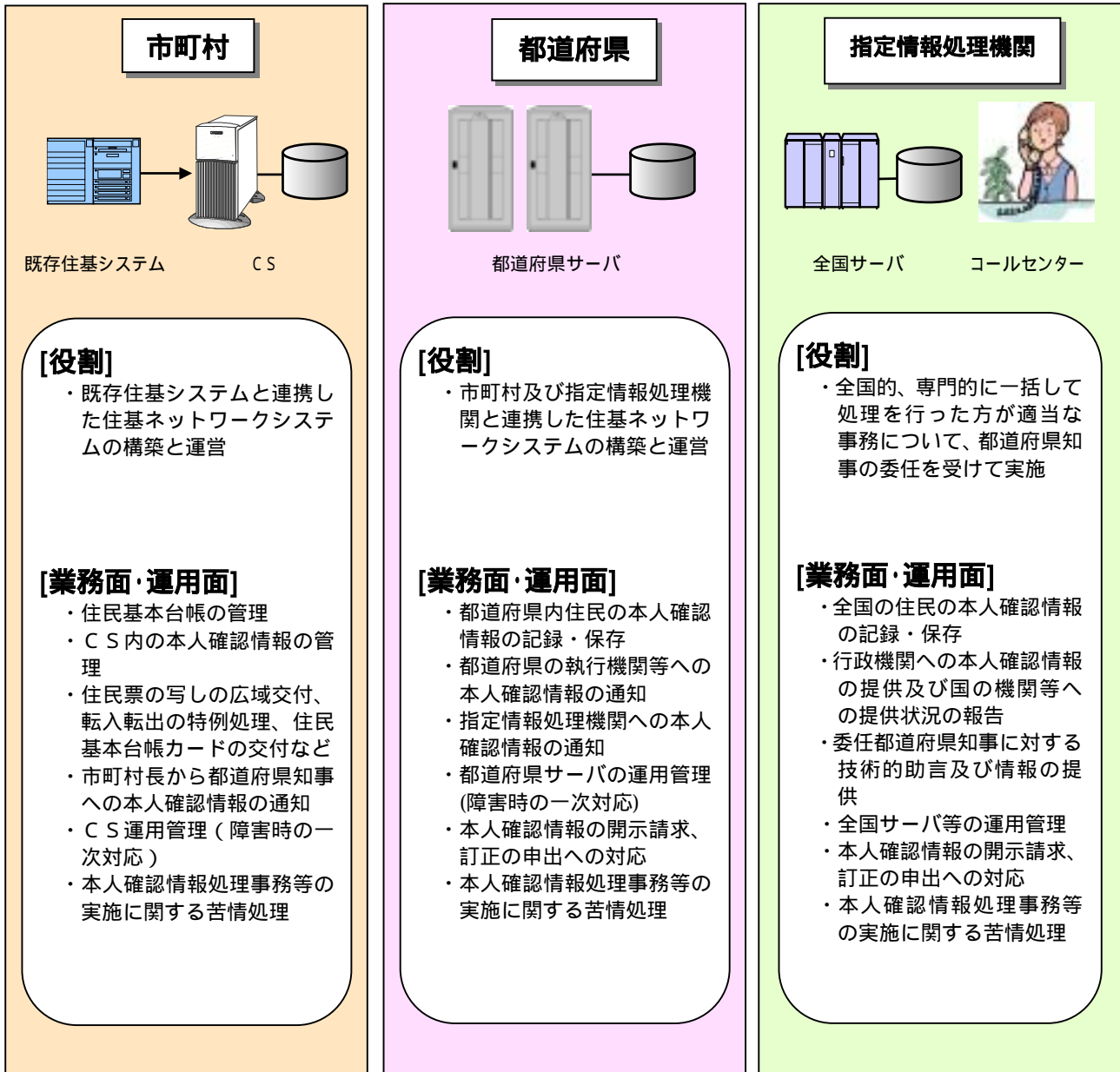
住基ネットワークシステムの整備にあたっては、住民の個人情報を適切に送受信するために、市町村、都道府県及び指定情報処理機関それぞれの組織の役割・業務を明確にしておく必要があります。また、大切な個人情報が不正に漏れたり、消されたり、書き換えられたり、壊されたりしないように、高い信頼性・安全性を確保するため、最適なシステム機器をそれぞれの機関に導入しています。

住基ネットワークシステムの構成図



市町村・都道府県・指定情報処理機関の役割

住基ネットワークシステムの導入にあたり、まず、市町村では、既存住基システム*と住基ネットワークシステムとの橋渡しをするコミュニケーションサーバ(CS)*が新たに設置されます。また、都道府県では都道府県サーバ、指定情報処理機関では、全国サーバ及びコールセンター*が、それぞれ設置されます。



既存住基システム

既存の「住民基本台帳電算処理システム」の略。市町村の住民基本台帳事務のために、すでにコンピュータを導入し、データベース化されているシステムのこと。

コミュニケーションサーバ(CS)

市町村に既に設置されている住民基本台帳事務のためのコンピュータと住基ネットワークシステムとの橋渡しをするために新たに設置するコンピュータをコミュニケーションサーバ(CS)という。

コールセンター

指定情報処理機関内に設置される施設。市町村及び都道府県からの住基ネットワークシステムの障害連絡や問合せを一元的に受け付け対応する。

3 住民基本台帳ネットワークシステムのメリット

高度情報通信社会の到来に適切に対応し、住民基本台帳のネットワーク化を図ることにより、住民と行政との双方に多様なメリットが生じます。大きく分けて、住民負担の軽減とサービスの向上、国、地方を通じた行政改革、という2つのメリットが挙げられます。

● 住民の負担を軽減し、サービスの向上が図れます。

住民負担の軽減とサービスの向上

共済年金などの現況届の原則廃止、各種資格の申請時の住民票の写しの添付等の省略が可能となります。
全国どこの市町村でも住民票の写しの交付が受けられるようになります。
転入転出の手続きが簡単になります。

住民基本台帳カード利用によるサービスの向上

窓口手続きがスピードアップします。
全国どこの市町村でも住民票の写しの交付が受けられ、転入転出の手続きが簡単になります。
市町村が条例で定める独自の多様なサービスを受けることができます。
写真付きのものは、市町村民証明書として活用することも可能となります。
住民基本台帳カードで「なりすまし転出」等の不正行為を防止できます。

● 国・地方を通じた行政改革が進みます。

地方公共団体

転入通知情報を住基ネットワークシステムを通じて送信できるようになるなど、市町村の窓口業務の効率化が図れます。
災害時における住民基本台帳のバックアップとなります。

行政機関(国・地方公共団体等)

恩給、年金などの受給者や各種資格の申請者の確認事務等の効率化が図れます。
受給者や資格者などの現況や住所変更を確実かつ迅速に把握できます。

住基ネットワークシステムは、e-Japan 重点計画に基づく電子政府・電子自治体の実現への不可欠な基盤となります。

- ・ 公的個人認証サービスの実施にあたり、住基ネットワークシステムから異動等失効情報を提供するなど重要な役割を果たします。
- ・ 幅広い行政分野に本人確認情報を提供することにより、行政手続のオンライン化に際しての住民票の写しの添付を省略することが可能となります。